

# 茨木市立地適正化計画 区域設定の考え方について

## I. 立地適正化計画が目指す都市の将来像

都市計画マスタープランにおける都市構造、土地利用の考え方等を踏まえ、本市らしい都市の実現を図るため立地適正化計画において目指す都市の姿を示します。

### 【立地適正化計画が目指す将来像】

人口減少・高齢化にあっても、**子育てを楽しみ、歩く生活を通じて心身が健康になり、交流が広がるまち**

各計画の共通のキーワード

- 子育て
- 健康
- 都市活力

- 「**子育てを楽しみ**」とは、子育て拠点の整備・充実や施設へのアクセス性を向上させることで、安心して快適に子育てができる環境づくりを目指すものです。
- 「**心身が健康になり**」とは、福祉サービスの充実やバリアフリーの実現などにより、介護予防につながる環境を整えることで、健康に生活できることを目指すものです。
- 「**交流が広がる**」とは、市民の交流機会や拠点間交通ネットワークの充実により、多様な交流が活発化し、都市の活力や地域コミュニティの力が向上することを旨とするものです。

各計画の共通のキーワード

- 安全安心
- +
- 公共交通

●将来像の実現を目指す中で、まちの活力が向上するとともに、利便性や魅力の向上による人口の定着が図られ、持続可能なまちが実現することになります。

## II. 立地適正化に向けた基本方針

### (1) 子育て世代等のニーズへの対応

子育てに優しいまちの実現に向けて、若い世代・子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うまちづくりを進めるため、子育て機能の充実を図ります。

#### ① 保育需要量への対応

保育需要量の増加から、一部で保育の供給量が不足しているため、既存の施設の活用や新たな施設の立地の可能性を検討し、施設の充実を図ります。

#### ② 妊娠期から子育て期までのニーズへの支援体制の構築

母子保健サービスと子育て支援の一体的な提供を行うため、施設・サービスの充実と施設へのアクセスの維持・充実を図ります。

### (2) 高齢者の健康づくりにつながるまちづくり

特に高齢化率の高い地域の拠点周辺において、高齢者福祉機能などの充実を図るとともに、高齢者の利用が見込まれる施設への道路環境を向上させることで、歩きたくなる環境づくりを進めます。

#### ① 福祉環境の充実

生涯現役に向けた介護予防のため、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、通所型福祉施設などの生活支援施設の充実を図ります。

#### ② 地域資源を活用した健康づくり

地域資源である元茨木川緑地や文化施設などを活用しながら、市民が歩くことを促進し、年齢を重ねても元気で生活を楽しめるまちを目指します。

### (3) 多様な交流を促進し、都市の活力を生み出すしかけづくり

都市活力につながる人口定着や住みやすさの実感に向けて、多様な交流の場となる施設の維持・充実を図ります。

- (多様な交流の例)
- 子ども×高齢者：多世代交流センターやコミュニティセンターにおけるイベント 等
  - 学生×市民：大学、生涯学習センター、駅前広場等の公共空間 等

### (4) 安全安心のまちづくりの実現

(1)～(3)の実現に加え、医療体制の構築、さらには防災の観点から、安全安心のまちづくりを実現します。

- 各世代を対象に、安心できる医療体制の構築に向けて、日常的な医療施設、救急医療施設の維持・充実を図ります。
- 災害の危険性が低い地域へ居住を誘導するなど、災害に強い都市構造の実現を図ります。

### (5) 公共交通によるネットワークの充実

(1)～(3)を促進するためのバス路線等の公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。

- 駅前広場整備等により、交通結節点の機能強化を図ります。
- より円滑な乗り継ぎや移動を実現するため、公共交通の利用環境の改善を図ります。

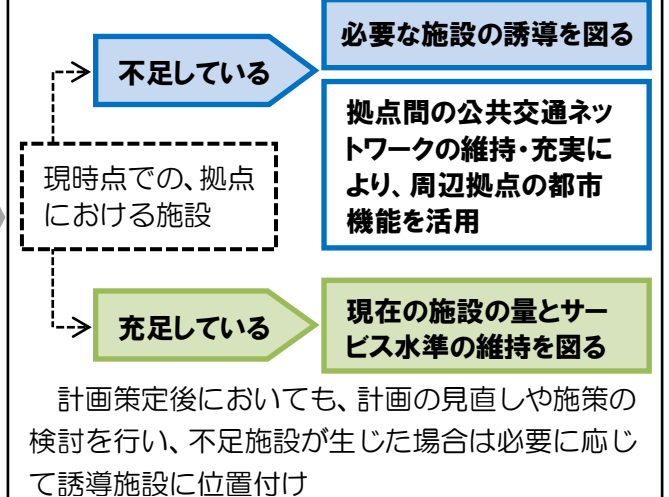
## III. 都市機能配置の考え方

### 【前提条件】

- 市全域のうち市街化区域は約43%で、従来からコンパクトな市街地を形成
- 各計画※において子育て分野5圏域、福祉分野7圏域が設定され、圏域単位で各施設を配置
- 教育・文化施設は小学校区ごとの配置を基本とし、医療施設、商業施設も概ね市内一円に分散配置
- 鉄道及びバス路線がほぼ市全域をカバー
- 都市計画マスタープランで「多核ネットワーク型都市構造」を掲げ、都市拠点、地域拠点、生活拠点を位置付け

※茨木市総合保健福祉計画及び茨木市次世代育成支援行動計画

### 【都市機能配置の考え方】



## IV. 『都市機能誘導区域』・『都市機能維持・増進区域』の位置付け

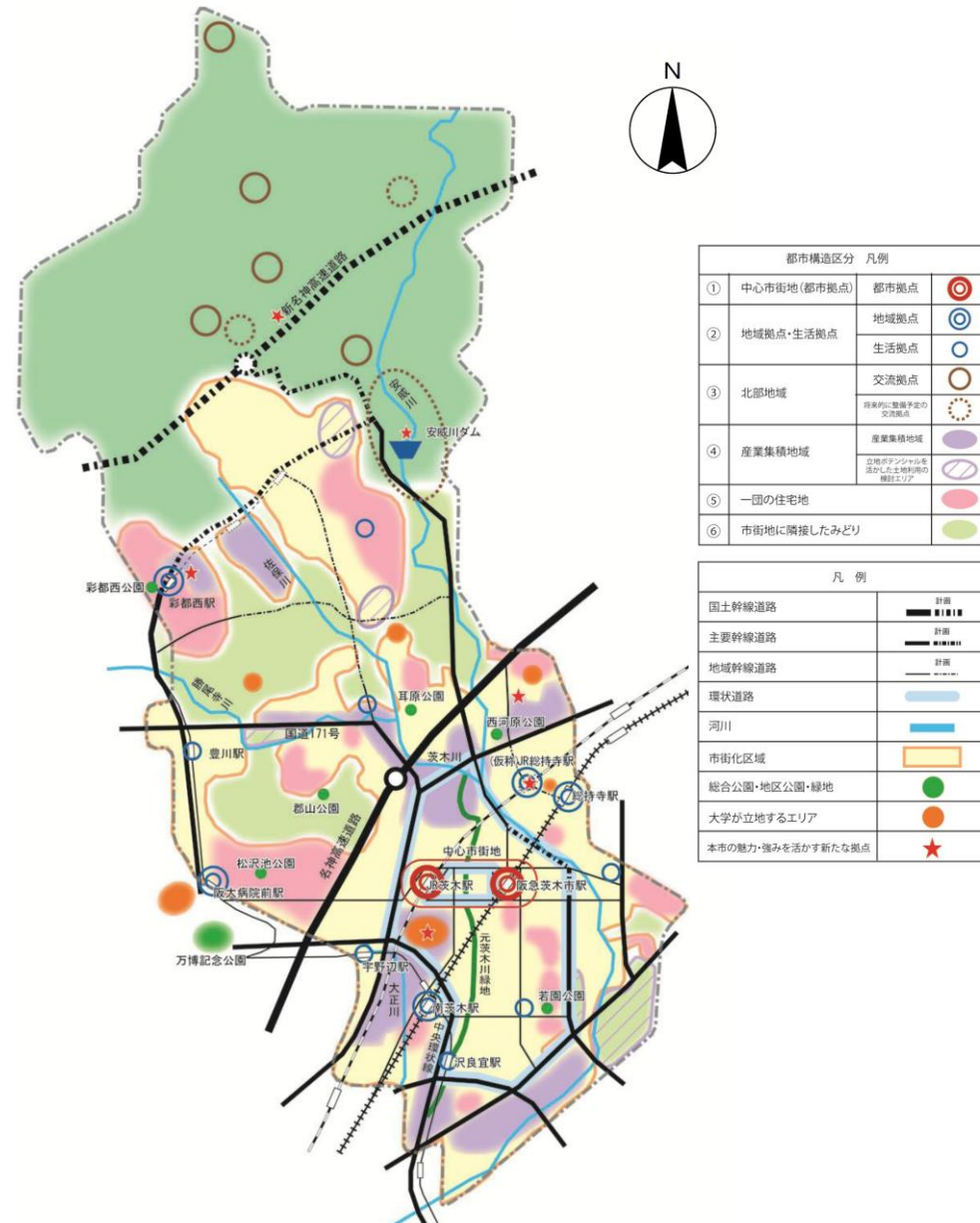
積極的に施設の誘導を図る区域を『都市機能誘導区域』、既存施設の量及びサービス水準の維持・増進を図る区域を『都市機能維持・増進区域』とし、以下の考え方に基づき設定します。

	都市機能誘導区域	都市機能維持・増進区域
区域の位置付け	・都市マスにおける拠点を基本に、5つの分野ごとに、不足している施設の立地誘導を積極的に図る区域	・都市マスにおける拠点を基本に、5つの分野ごとに、現存する施設の維持・増進を図る区域 ・積極的な立地誘導はしないが、新たな立地を拒むものではない
法的位置付け	・都市再生特別措置法第81条の区域	・市が独自に規定する区域
区域の設定で考慮した拠点的な施設	医療	・病院（二次救急医療施設）、診療所
	商業	・ショッピングセンター、総合スーパー、スーパー（床面積500㎡以上）
	教育・文化	・大学、コミュニティセンター、公民館、図書館、多世代交流センター
	福祉	※幼稚園、保育所、認定こども園、子育て支援総合センター、福祉施設（通所型）、地域包括支援センターを考慮して区域を設定しているが、来年度の各課との調整で決めていく予定

## V. 都市計画マスタープランに位置付ける都市拠点

茨木市においては、都市計画マスタープランにおいて位置付けた都市拠点、地域拠点、生活拠点が都市機能誘導区域、維持・増進区域の位置付けに合致するものであることから、これらの拠点を中心としたエリアを都市機能誘導区域、もしくは都市機能維持・増進区域として設定します。

### 都市計画マスタープランにおける都市構造図



### 都市計画マスタープランにおいて位置付ける拠点

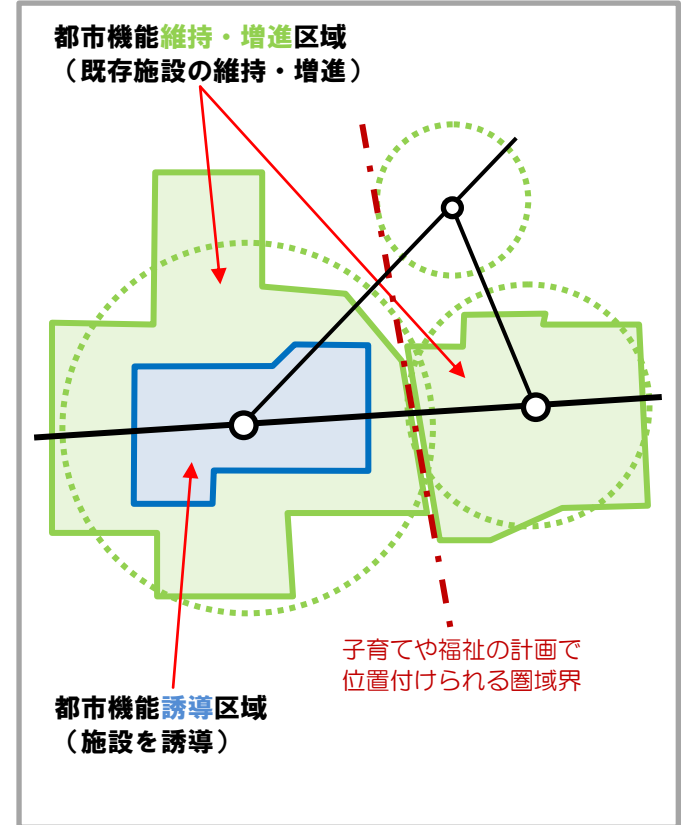
都市拠点	①阪急茨木市駅周辺、②J.R 茨木駅周辺
地域拠点	③(仮称)J.R 総持寺駅周辺、④阪急総持寺駅周辺、⑤阪急南茨木駅周辺、⑥モノレール彩都西駅周辺、⑦モノレール阪大病院前駅周辺
生活拠点	⑧鮎川周辺、⑨真砂周辺、⑩モノレール沢良宜駅周辺、⑪モノレール宇野辺駅周辺、⑫モノレール豊川駅周辺、⑬中河原周辺、⑭山手台周辺

## VI. 『都市機能誘導区域』・『都市機能維持・増進区域』の設定

積極的に施設の誘導を図る区域を都市『機能誘導区域』、既存施設の量及びサービス水準の維持・増進を図る区域を『都市機能維持・増進区域』とし、範囲は以下の考え方にに基づき設定します。

- 拠点の圏域は、都市拠点・地域拠点は 800m、駅を中心とする生活拠点は 500m、バス停を中心とする生活拠点は 300m (参考：都市構造の評価に関するハンドブック 国土交通省都市局都市計画課)
- 拠点の圏域を区域界の目安として、各施設の立地状況等を勘案しつつ、原則地形、地物、用途地域界、町丁目界などにより区域を設定
- 『茨木市総合保健福祉計画』、『茨木市次世代育成支援行動計画』及び『バリアフリー基本構想』において位置付けられている圏域、区域を考慮
- 拠点区域内であっても、地域地区、地区計画や土地利用状況等から都市機能誘導区域または維持・増進区域になじまないエリアは除外
- 逆に、拠点区域外であっても都市機能施設が立地しているエリアや今後立地を予定しているエリア、関連計画において整備が予定されるエリア等については区域に包含
- 隣接市における施設の立地状況や、市境界まで都市機能誘導区域が指定されている場合については、連続性に配慮
- 隣接する拠点区域が重なる、もしくはごく近接する場合は、一体的な区域として設定

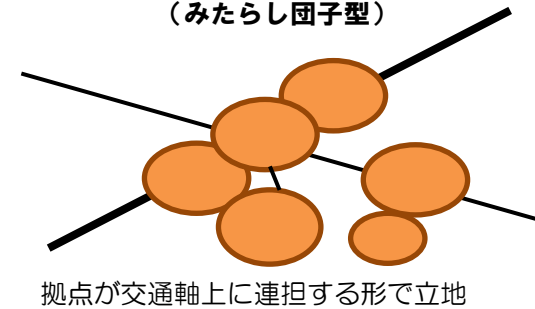
### 都市機能誘導区域等のイメージ



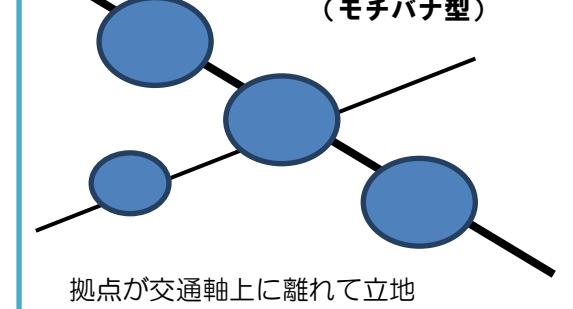
### (参考)

茨木市の都市構造の特徴

### 茨木市のイメージ (みたらし団子型)



### 一般的な地方都市のイメージ (モチバナ型)



茨木市はコンパクトな市街地が形成されており、各拠点が連担・重複する形で立地していることが特徴です。また、公共交通網も充実しており、鉄道・バス路線がほぼ市全域をカバーしています。

そのため、必ずしも各拠点に全分野の都市機能を配置する必要はなく、公共交通等による拠点間の連携維持・強化を図ることと、住民の利便性を確保することが可能です。